

令和7年度

定期監査及び行政監査報告書

安芸高田市監査委員

目 次

令和7年度定期監査及び行政監査報告書

第1	定期監査	1
1	監査の概要	1
2	監査の結果	1
第2	行政監査	3
1	監査の概要	3
2	監査の結果	4

第1 定期監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象部局

消防本部（消防総務課、警防課、予防課）

(3) 監査の基本方針と主な着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているか確認することを基本方針とし、次の項目を主な着眼点として実施した。

ア 業務委託の手続きは適正に行われているか。

イ 工事の執行は適正に行われているか。

ウ 補助金の交付は適正に行われているか。

エ 備品の購入は適正に行われているか。

オ 公用自動車の使用は適正に行われているか。

カ 給与（時間外勤務手当等）は適正に支給されているか、また、勤務時間や休暇は適正に取り扱われているか。

キ 財務会計電子決裁における証拠書類等原本の管理は適正に行われているか。

(4) 監査の対象期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

(5) 監査の実施期間

令和7年11月17日から令和8年2月26日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

あらかじめ資料の提出を求め、関係書類や帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査の実施手続により実施した。

2 監査の結果

監査の実施手続をもって試査により実施したほか、事務の手続は適正に行われているかという点に着眼して関係書類の確認及び質問を行った結果、執行状況は次のとおりである。なお、決裁状況の監査については、電子決裁システムへのアクセスは事務局職員が行い、説明を受けた監査委員が適否を判断する方法で行った。また、事務上の軽微な指摘事項については、監査の過程で指導したので記述は省略した。

消防本部

消防総務課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

警防課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

予防課

おおむね適正に処理されていると認められ、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

第2 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象部局

消防本部（消防総務課、警防課、予防課）

(3) 監査の基本方針と着眼点

事務事業の課題に迅速かつ適正に取り組んでいるか、また、組織機構が有効に機能しているか確認することを基本方針とし、次の項目を着眼点として実施した。

ア 事務事業の執行に当っては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

イ 社会情勢や行政需要の変化への対応はなされているか。

ウ 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

エ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

オ 組織は簡素で、かつ、合理的なものになっているか。

カ 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか。

(4) 監査の対象期間

令和7年度

(5) 監査の実施期間

令和7年11月17日から令和8年2月26日まで

(6) 監査の場所

安芸高田市役所第1庁舎監査委員事務局

(7) 監査の手続

事務事業における課題と取組みの状況調書の提出を求め、定期監査時に監査委員による監査の対象とした部局からの説明、質疑応答等を実施した。

2 監査の結果

今回、消防本部 3 課が所掌する事業について監査を行ったところ、いずれも適切に事業を実施していることが確認できた。監査した結果について、以下のとおり意見を述べる。

消防本部

消防総務課

【消防総務管理事業】

災害現場の各種活動を適切に行うため、定員管理、職員の研修、被服等の貸与及び庁舎の管理を実施している。

消防学校等で行われる研修に参加した職員から消防本部内でのフィードバックを行うことで、職員の知識や技術の向上に取り組まれている。消防庁舎施設・整備の老朽化に伴う修繕は、優先順位をつけて計画的に行っていただきたい。

警防課

【指令施設管理事業】

119 番緊急通報を受信し、出動指令を迅速に行い、災害活動を統制するとともに、消防指令センター及び消防救急デジタル無線等の維持管理を定期的実施している。

消防救急デジタル無線の耐用年数を経過する機器を定期的に更新することを継続的に行い、計画的な通信環境の整備に努めてもらいたい。

【消防活動管理事業】

消防組織法に基づき市民の生命、身体及び財産の保護のため 24 時間体制で災害活動を実施し、災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を行っている。また企業や事業所にて応急手当訓練を開催し、知識・技能の普及啓発に努めている。

ポンプ自動車を計画的に更新することによって、車両の機能や安全性を高めることで効率的な消防活動に努めていただきたい。

予防課

【火災予防事業】

防火対象物（建築物）や、危険物及び高圧ガス施設の設置並びに火薬類の消費等に関し、火災予防上の支障の有無について審査及び検査を行い、これらが安全に維

持管理され、貯蔵または取り扱われているか立入検査を行い、不備事項に対し是正指導を行っている。

消防用設備等の点検未実施や未報告を防止するために啓発活動に努めていただきたい。